

## 議案第109号

公の施設の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

### 1 管理を行わせる公の施設

名称	所在地
富士見市立鶴瀬放課後児童クラブ	富士見市羽沢2丁目1番1号
富士見市立水谷放課後児童クラブ	富士見市水谷1丁目13番地3
富士見市立南畑放課後児童クラブ	富士見市大字上南畑1280番地
富士見市立関沢放課後児童クラブ	富士見市関沢3丁目24番1号
富士見市立勝瀬放課後児童クラブ	富士見市大字勝瀬674番地
富士見市立水谷東放課後児童クラブ	富士見市大字水子3614番地
富士見市立諏訪放課後児童クラブ	富士見市大字鶴馬1932番地の1
富士見市立みずほ台放課後児童クラブ	富士見市東みずほ台3丁目21番地
富士見市立針ヶ谷放課後児童クラブ	富士見市針ヶ谷2丁目38番地3
富士見市立ふじみ野放課後児童クラブ	富士見市ふじみ野東4丁目4番地1
富士見市立つるせ台放課後児童クラブ	富士見市鶴瀬西2丁目9番1号

### 2 指定する団体

- (1) 所在地 富士見市大字鶴馬3360番地1
- (2) 名称 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 板倉 勝男

### 3 指定する期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月24日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

富士見市立鶴瀬放課後児童クラブ等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出します。